「今、問い直す NPO 法と政治活動
～さいたま市市民活動サポートセンター条例改正問題と行政・議会そして市民～」研修会実施計画

2015 年 11 月 28 日

1　研修会の目的

本年 10 月にさいたま市で起こった「さいたま市市民活動サポートセンター条例改正問題」について、全国の市民活動団体からさいたま市長、市当局、市議会等に対して抗議声明やこの事態に対する懸念の表明が相次いでいる。さいたま NPO センターが指定管理者となっている「さいたま市市民活動サポートセンター」は、市民とさいたま市の「協働管理運営」型サポートセンターとして、利用者にも高い評価がなされているセンターで、施設利用登録市民活動団体も約 1700 あり、運営内容、規模ともに国内でも有数の市民活動の拠点である。

10 月 5 日、同市議会の決算・評価特別委員会で自民党の市議が、サポートセンターの登録団体のうちの 14 団体を列挙して、「政治活動」を行っている団体とする演説を行った。同市議曰く「『原発埼玉県民投票準備会』は埼玉県議会に請願をしたが、これは立派な政治活動だろう」「デモをやっている『9 条の会・さいたま』は自公政権に対する批判をくりかえしている、これが政治活動でないのか」などの主張。10 月 9 日「さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議」という附帯決議をつけて 26 年度決算報告書を承認。しかし事態はそれで終わらず、10 月 15 日にさいたま市議会定例会において、自民党から「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正案が提出された。これは「センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない」という内容で、平成 28 年 4 月 1 日からの施行となっており、翌 16 日に可決された（賛成は自民党・公明党、反対は民主改革・共産党）。これにより平成 28 年 4 月 1 日より指定管理者制度をとりやめるという異常な事態となった。

ここには、市民活動は政治的な活動をしてはならないのではないかという誤解が根底にある。そもそも市民活動は、地域課題解決や社会的弱者救済・支援を目指して市民が自発的に行動するものが多く、そこには当然の如く活動の過程に政治的な争点が存在し、課題を解決するための「政治的な活動」がともなう場合がある。一般的にこのようなセンター条例では、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」は除外しており、この根拠は特定非営利活動促進法であるが、ここにおいても NPO 法人に対する政治目的は除外されているが、政治上の施策の推進＝政治活動は除外されていないことの無理解、混同がある。今回のさいたま市での事件は、根拠のない主張や横暴であり、法や条例に照らして正当でない立法や法改正であっても、多数派が「議会での民主主義的手続き」の上でさえあれば、どんなこともまかり通る社会というものが、地方議会を通じても起こることを我々に見せた。これを放置し、無理解のままにしておくと、地域社会づくりの主体として期待されている市民の自主的・自立的な活動に基づく、多様な主体が果たすべきまちづくりの役割や権利の保証、拡大といった伊賀市の最高規範＝伊賀市自治基本条例の理念への違背が懸念されるため、先ず行政職員に広く今回の流れと「市民活動と政治活動」についての法に基づく基本的な考え方について知って頂く機会を設けたい。その状況の中で適切に議員に周知を図りたいと考えいます。

2　研修対象者

1　伊賀市職員（地域づくり推進課と協議）＋市民活動団体関係者
2　伊賀市議　＋市民活動団体関係者

3　実施日時・会場

未定　　出張講座形式でも良いと考えています。

4　実施概要

①　タイトル「今、問い直す NPO 法と政治活動　～さいたま市市民活動サポートセンター条例改正問題と行政・議会そして市民～」研修会

②　内容

弁護士、日本 NPO 学会理事の三木秀夫氏の説明資料を基に、説明資料を作成し、基本的問題について勉強会形式で研修。

③　参加人数　　少人数でも集まれるところへ出前講座。何度でも。

④　講師　伊賀市ゆめぽりすセンター　センター長　森本欣秀

5　問い合わせ先及び運営・事務取次

伊賀市ゆめぽりすセンター　担当　森本欣秀
伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地の 4
TEL　22-1511　　FAX　22-0317